第３回　田沢湖・角館・西木合併協議会

会　議　録

平成１５年６月２７日（金）

第３回　田沢湖・角館・西木合併協議会

開　催　年　月　日　　平成１５年6月２７日
開　　催　　場　　所　　角館広域交流センター　多目的ホール
合併協議会委員定数　　２８名
開　　　　　　　　会　　午後１時３０分
閉　　　　　　　　会　　午後５時６分
田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会　　長	佐　藤　清　雄	
副 会 長	太　田　芳　文	田　代　千代志
委　　員	（田沢湖町）	
	高　橋　正　男	千　葉　　　勇
	田　口　喜　義	信　田　幸　雄
	稲　田　　　修	堀　川　光　博
	小　松　　　直	細　川　雪　子
	（角館町）	
	田　口　勝　次	小　林　一　雄
	熊　谷　佳　穹	沢　田　信　男
	佐々木　　　章	辻　　　　　均
	山　本　陽　一	三　杉　真紀子
	（西木村）	
	佐　藤　雄　孝	佐久間　健　一
	佐　藤　宗　善	伊　藤　邦　彦
	武　藤　昭　男	鈴　木　重　藏
	門　脇　　　明	
	（秋田県）	
	鈴　木　峰　晴	

以上２７名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者　　藤　井　けい子　　１名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹 事 長	野　中　秀　人	
副幹事長	羽　川　昭　紘	大　沢　　　隆
幹　　事	浦　山　清　悦	藤　木　春　悦
	田　口　総　一	

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局長	大　楽　　　進	
副局長	高　橋　　　徹	
次長	羽　川　茂　幸	藤　村　好　正
事務局職員	高　橋　信　次	能　美　正　俊
	阿　部　　　聡	田　口　信　幸
	若　松　正　輝	猪　本　博　範

会議次第

１．開会

２．会長あいさつ

３．会議録署名委員の指名について

４．議題

報告第１２号　平成１４年度仙北北部合併協議会歳入歳出決算について

報告第１３号　田沢湖･角館･西木合併協議会ホームページの開設について

協議案第５号　新自治体の名称について（継続協議）

協議案第６号　新自治体の事務所の位置について（継続協議）

協議案第１０号　議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議案第１１号　農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議案第１２号　地方税の取扱いについて（その１）

協議案第１３号　田沢湖･角館･西木合併協議会規約の一部改正について

協議案第１４号　田沢湖･角館･西木合併協議会小委員会設置規定の制定について

その他

５．閉会

開会　13:30

○事務局長　第３回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。

　初めに、佐藤会長よりごあいさつを申し上げます。

○会長　ただいまお話がありましたように、４月10日に第１回の協議会を開催させていただいて、第３回目の協議会を開催させていただきます。この間、委員の皆さん方それぞれ、地域におきまして、あるいはいろいろな機関を通しまして、合併問題についていろいろなお話を承ったり、あるいはいろいろな協議をなされていると思います。きょうは第３回目でありますので、提案いたします内容につきましても、第２回目の議案に引き続きご意見を伺う案件もございますので、また報告事項を交えながら、皆さんからいろいろなご意見をちょうだいしてまいりたいと思っております。どうか事務局の提案に対する率直なご意見をちょうだいしながら進めていただきますことをあいさつの中で申し上げまして、きょうご出席いただきましたお礼にかえさせていただきます。ご苦労さまでございます。

○事務局長　それでは、会議に入らせていただきます。議事は会議次第に従いまして進めさせていただきますが、議長は合併協議会規約によりまして会長が務めることになっておりますので、会長より進行をよろしくお願いいたします。

○会長　それでは、早速議題に入ってまいりたいと思います。

　本日の出席の委員は、１名の方が欠席でありますけれども、他の委員のご出席をいただいておりますので、第３回目の会議は成立いたしております。

　ただいまから、田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。

　初めに、会議運営規則第６条第３項の規定によりまして、会議録署名委員３名を私から指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。田沢湖町・田口喜義委員、角館町・沢田信男委員、西木村・伊藤邦彦委員、以上３名にお願いいたします。

　なお、議題に入る前に２つの報告がございます。１つ目でございますが、監査委員の交代がございました。監査委員は各町村の代表監査委員にお願いしておりますが、田沢湖町の代表監査委員でありました伊藤至さんが５月31日付で辞任し、新しく藤川正男氏が６月24日付で就任いたしております。合併協議会の監査委員をお願いしてまいりたいと思いますので、ご報告を申し上げます。

　次に、前回の協議会で専門部会の名簿を提出しておりました。産業・観光専門部会に角館町農業委員会事務局長草彅悟氏を追加いたしておりますので、ご報告を申し上げます。

　それでは、議題に入らせていただきます。

初めに、報告第12号　平成14年度仙北北部合併協議会——前の任意協議会の段階の歳入歳出決算の報告について引き継いでおりましたので、これを議題として事務局より報告をいたします。

では、事務局、お願いします。

○事務局長　それでは、報告第12号　平成14年度仙北北部合併協議会歳入歳出決算についてご報告いたします。

歳入につきましては、負担金が当初予算額300万円でございましたが、収入済額が281万4,000円でございます。これは、最初４カ町村で発足したわけですが、途中で中仙町が離脱したことにより、ここの「説明」に書いてありますように、案分により18万円6,000円を返納しておりますので、このような額になっております。県支出金は、予算額500万円に対しまして支出済額が330万円でございます。これは合併重点支援地域指定市町村支援事業費補助金でございます。諸収入は、1,000円に対しまして収入済額が２万6,614円でございます。これは預金利子と臨時職員の賃金の返納によるものでございます。歳入合計は、800万1,000円の予算に対しまして614万614円となっております。

次に歳出にまいりますが、総務費の中で総務管理費、予算額が251万4,000円に対しまして支出済額が229万2,226円となっております。内訳は右のとおりとなっております。事業費につきましては、事業推進費が529万円の予算に対しまして330万7,228円となっております。これは、右に書いておりますが、新市将来構想基礎調査委託料250万円その他となっております。予備費が、予算額19万7,000円に対しまして支出済額はゼロでございます。支出済額が559万9,454円となりまして、歳入差引残高が54万1,160円となっております。これは、任意協議会から法定協議会へ繰り越しておりますが、いずれ補正がありますれば補正財源とさせていただくか、いずれ決算に残るものとなります。

次のページでございますが、監査委員は各町村の議長さんにお願いしておりましたので、５月23日に監査をしていただきまして、以上のような経理が良好という監査報告をいただいております。以上でございます。

○会長　ただいま事務局長から説明を受けました。このことについてご質問等ないでしょうか。

○稲田委員　県の補助金が500万のやつが330万というのは、中仙が抜けたからだと思うんだけれども、この中身をもうちょっと教えていただきたいと思います。

それから、賃金の返納というので、これは小さい額なんですが、何をしたかわからないですけれども、いずれ何か過ちがあったと思うけれども、その２点。

○会長　事務局長、お願いします。

○事務局長　最初に、新市将来構想基礎調査委託料でございますが、これは中仙町が途中で離脱した分につきまして、それだけ事業がおくれたということで、それだけの委託事業しかできなかったということでございます。

それから、賃金の返納につきましては、１月から臨時職員を合併協議会で雇用しておりますが、前に西木村の臨時職員でございましたので、ダブって支払った誤りがありまして、それが返納されてきたものでございます。以上です。

○会長　はい、どうぞ。

○稲田委員　県のお金が500万円の予定だったのが330万円になったのはなぜですかということです。いわゆる事業でなく、県からの170万円ばかり不足になっているの。

○事務局長　事業費の事業推進費に書いておりますが、新市将来構想基礎調査委託料250万円、それから先進地視察研修費、これは青森県方面に行っておりますが、これが46万728円、それからＰＲ資料作成費、これは印刷費でございますが、34万6,500円、これで330万7,288円となりまして、いずれ端数を切りました330万円の補助ということになったということでございます。

○会長　それでは、事務局長。そういう実施した分だけちょうだいしたという考え方。

○事務局長　実績に対して県から補助をいただいたということでございます。

○会長　最初からそう説明すればよかったと思います。

○事務局長　申しわけございませんでした。

○会長　ただいま申し上げましたように、実質補助であったようでありますので、いいでしょうか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長　それでは、ただいまの報告事項については、ご承認をいただいたということにさせていただきます。

次に報告第13号でありますが、合併のホームページの開設についてを議題といたします。

では、事務局よりホームページの開設について、説明をお願いいたします。

○事務局長　それでは、報告第13号　田沢湖・角館・西木合併協議会ホームページの開設について説明いたします。

このホームページの開設の準備を進めておりましたが、平成15年６月17日から協議会のホー

ムページを開設いたしました。協議状況や合併に関する情報を広く住民に提供するためのものでございます。ホームページのアドレスは次のようになっております。このアドレス以外からも、「きたうら花ねっと」のトップページあるいはそれぞれの３か町村のホームページからも入ることができますので、どうかごらんいただきたいと思います。主な内容は、ここに書いてありますとおり、トピックス、合併協議会の概要、プロフィール、協議会の開催状況、それから意見質問コーナーなどのみんなの広場、合併Ｑ＆Ａ、それから任意協議会のときの会議資料、会議録等も載せておりますので、どうかご利用、ＰＲ方、よろしくお願いしたいと思います。

○会長　ただいま、ホームページについて、あるいは皆さん方はホームページをごらんになっている方も多いと思いますが、以上のような形で広報活動を進めていくということでございますのが、これについて皆さん、ホームページを見た上で何かご意見があれますれば、事務局にご意見を出していただければありがたいと思います。まだごらんになっていない方もあると思いますが、いずれそれぞれ内容等については逐次ホームページで流しておりますので、このことも報告事項でありますので、ご承認をいただいて進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○会長　では、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に協議案件の第５号で新自治体の名称についてでありますが、第２回目の協議会で皆さんからいろいろご意見をいただき、継続して進めていくというお答えをしながら、なおまた次には協議する内容をもう少し詰めて提案するという回答も若干いたしましたが、まだやはりもう少し皆さんのご意見を伺った方がむしろよいのではないかという話がありまして、いずれ事務局の方からそうしたものを含めてご説明をいたしたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長　それでは、協議案第５号、継続協議になっております新自治体の名称についてご説明いたします。内容は同じでございますが、参考資料としまして７ページからつけておりますので、そこをちょっとご説明いたします。

地方自治法第３条第１項によりますと、地方公共団体の名称は従来の名称によるということになっておりますが、自治体が名称を変更するときは都道府県知事の協議を必要とするなど、いたずらに変更をすることを禁じているが、新設合併の場合の名称は、廃置分合の処分の際に合わせて決定されるので、地方自治法上の手続は不要であるとなっております。

新しい自治体の名称は自由に決めることができ、読みやすく、わかりやすい名称を採用する

場合が多くなっておりますが、最近は安易に平仮名、片仮名名を使用する名称が多くつくり出されているということでございます。古くはむつ市とかいわき市、つくば市のような例、最近では皆様ご存じのように、ひたちなか市とか、さいたま市、さぬき市、最近では片仮名も出てまいりまして、南アルプス市といった市名も出ております。

合併はよく男女の結婚に例えられますが、合併も結婚もお互いに対等な関係で一緒になるものであります。結婚の場合、最近は夫婦別姓もありますが、いずれかの姓を名乗らなければなりませんで、全く別の姓は名乗られないことになっております。それぞれの地名にはそれぞれの歴史と文化と伝統がありまして、市町村名にもそれがあるはずであります。これを裏切ったような名称は新しい自治体の名称にはふさわしくないと言えないだろうかということでございます。

３町村の名称の歴史的、文化的背景が、これはそれぞれの町村史と郷土史を参考にしまして、そこから抜き出したものでありますが、田沢湖町、角館町、西木村のそれぞれの町村名の由来がここに記入されておりますので、協議の際の参考にしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長　はい、どうぞ。

○武藤委員　この名称の件その他につきましてですけれども、西木村でいわゆる全員協議会を開きました。その中で問題になったのがこの名称の件でございましたので、これから問題に入る前に、うちの方の事情を説明しておきたいと思います。

と申しますのは、この中で一点、公募によらないと我々が決めたことになっておりますけれども、公募によらない理由は何か、この点について鋭く追及されました。結局最終的には、うちの議会の全員が、この委員会で決めることにはやぶさかでないけれども、３か町村の住民はひとしくこの市の名前については大きな関心を持っているんだ、それを公募によらないということは、我々の意見はどこにも通じないじゃないか、むしろ何人来るかわからないけれども公募して、それを参考にしながらこの協議会で決定することが妥当ではないか、全員の意見がそこまで一致しましたので、きょうお集まりの協議会の皆様方にもう一度この問題についてお諮り願いたいと思います。

○会長　ただいま武藤委員さんからお話がございました。ご承知のように、第１回目の協議会の段階でもこのことを新市の考え方、あるいは主たる事務所と申しますか、こういうのもこうした方向で進めていきたいという考え方は、任意協議会の中で協議をし、一応その線で進めていこうということでしてきた経緯があるわけであります。そういうことで、この協議会でいろ

いろなご意見を出していただきながら最終的な決定を皆さんと一緒にしていきたいというのが、そもそもの始まりであります。協議会を設置する段階の始まりであるということをご理解いただきたい。ということでありますので、今回も、今お話がありましたが、私ども前回同様、もし各委員の皆さんからいろいろな意見をもう一度出していただきながら、最終的には一つの考え方をまとめていくことが大事ではないかという考え方で三者では認識をいたしているところであります。当初の出発の段階を確認しながら進めてきているという状況でありますので、ただいまおっしゃることも十分受け止めつつ、皆さんのいろいろなご意見を出していただいて進めていきたいと思っているわけでありますので、入る前のお話とあわせて、そのことをつけ加えながら、皆さんの忌憚のないご意見をちょうだいしていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

はい、どうぞ。

○辻委員　関連した質問になりますけれども、角館の広報の中にこの文言のものが載った後、私のところにいろいろな質問が来ました。この文言をまともに読むと、公募によらず、現在の名称というところを、町民の皆さんは、現在の町名をもとに、その途中何もなくて協議会で決定するという解釈をしたということで、大変私も質問をいただきました。そのときに私は、現在の名称というのは、いろいろな町名ということではなくて、新たにこれから考えること、新しい名前を考えたり、それから協議会で決定するというのは、その前の決定のプロセスが、もう一回住民に参加していただくようなアンケートとか、そういうのを含めて自由にこれから討議されるのだということを説明しましたけれども、そういう答えで間違っていますか。何かこれだけ読めば、みんな制約を受けた中でおれたちが協議する。そうなれば、任意協議会で確認されたこと即私どもの法定協議会を束縛するということになるから、武藤さんが言ったように、私はもう一回ここを普通の文言に戻してもらいたいと思います。よろしくお願いします。皆さんに聞いてみてください。

○会長　暫時休憩いたします。

（休　　憩）15:55

（再　　開）14:15

○会長　それでは、ただいままで休憩しておりましたので、一応会議を戻しまして、休憩の段階で皆さんからいろいろなお話を承りましたし、また私の方からも説明いたしましたが、十分でなかったということでございますので、改めて、提案しております新市の名前については、公募をしないで、この協議会の中で現在あるイメージというものを十分踏まえて新市の決定を

していきたいとこういう確認を皆さんとともにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長　いいですね。はい。

○稲田委員　田沢湖の稲田です。それで、全くこの３つの町村の名前を用いるか、あるいは別途の名前、この３地域の名前を用いるか、そのあたりはどういう含みを持っているのかな。３町の、角館、田沢湖、西木、この３つの中から何としても選抜するという首長さん方のお考えなのかな。それとも、イメージに合った、北東北の観光都市を目指すための、いわゆる３つを寄せて、きちんと何かの新市名をここで決めるのか、その辺ではどういう考えを持っていますか。

○会長　先ほど申し上げましたように、現在の名前を柱にしていくという考え方であります。新しい名前は考えないで、現在の名前の中で尊重していきたいということでありますので、そういう確認で。

○佐藤（宗）委員　西木村の佐藤宗善といいますけれども、そうすれば、私もいろいろなことを自分なりに思いまして、石川島播磨重工とか太陽神戸銀行でいくんじゃないかということも考えたこともございました。しかしながら、このごろでは鹿角市・花輪方式といいますか、今、議長がおっしゃったことについては、第一等に角館あるいは、田沢湖を持っていきたいという考えなものなのか、もしかしたら今おっしゃったように北東北市角館、北東北市田沢湖というような考え方もないのかどうか、その辺のところを議長としましてどう考えているのか。また３市町村の方々がどういう話をしているか。これは、きょうおっしゃったように、今確認しました。公募によらない、また一歩進みました。それともう一つは、またどのような方法でいくということも、きょうここで決めるようなものではありません。一歩一歩進めていかなければ、またドデンと逆戻りしてしまって、最初からスタートするなどというとんでもないことになります。その辺のところを、当然のことながら３町村の方々が、議長または副議長としてどのような認識をしているのか、１人ずつお答えください。

　以上です。

○会長　ただいまご発言をいただきました。まずこれを基本にしながら進めていこうということで、皆さんにお諮りをしたわけであります。ただいまのご質問はあるわけでありますけれども、これからそれを含めて皆さんからいろいろなご意見をお聞きしていくということにいたしたいと思いますが、そういう順序で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田代委員　私どもは、そこまで３人で相談したわけではございませんので。ただ、先ほど来

ここの地区の角館とか田沢湖の歴史的な名前とか、あるいは今全国的に観光地として売れている名前、全く新しい市の名前にしたときに、今までの歴史、50年だか100年かかってきてこの名前を売ったときに、全く名前で果たして今の田沢湖とか角館ぐらい売れるのかということは考えました。ですから、先ほどうちの方の議長さんが言ったように、北東北市のということは、私は、北東北市がいいと言ってるわけではないが、もっとここの地区としての秋田県の観光地であるここの地区の名前がわかるものであれば、そういう新しい名前をとってもやぶさかでないと。これは、私と田沢湖の町長さんと角館の町長さんの考え方は違います。私はそう思っています。ただ、それも全部ここの協議会の中で話し合って進めるべきものだと思っております。

○会長　ただいま補足していただいたわけでありますが、そういう考え方は基本的には同じでありまして、基本的にはそういうこの培ってきたイメージというものを残していきたいというのは同じ考え方であるわけでありますが、そこまでの過程の中で基本的に皆さんといろいろな意見を出し合いながら最終なものを決めていかなければいけないと思うので、公募だけは一応それは避けていこうという考え方でありますので、この点についてひとつ皆さんの合意に達しながら今言ったような意見の中で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太田委員　今言ったように、まず協議会の中で決定していただくというのが、私も基本的だと思っています。ただ、先ほど言いましたように、この地名というのは、恐らく新しい地名にしたら、我々の３町村で話したんですが、恐らく30年以上かかるだろうという話も出たところでございますが、ただ決め方としては、名前を２つくっつけるとか、あるいは例があるんですが、何とか市角館、田沢湖、西木、これを残すとか、静岡と清水が合併して静岡市になりましたけれども、あそこは清水を全部静岡市清水ということで、清水の方は全部そういう町名をつけたんですが、これは恐らく市内の方々だけはそれで満足できるかもしれませんが、全国的にアピールする場合、果たしてそれで満足できるか。我が町にとって、新しい市にとってプラスかどうかはちょっと疑問ですが、その辺を皆さんで議論していただいて、恐らく大変いろいろな議論になると思いますけれども、私はそういった形でだんだん絞られていって、その中で決めてくださればいいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

○佐藤（雄）委員　西木村の佐藤です。この会議の前の会議でこういうことを確認しました。これは、こういうことが問題であるということを皆さん認識していると思ったと思います。ということは、何を確認したか。名前でもめてこの合併を解散しないでほしい、そういう意見がある委員から出ました。そのとおりだ、絶対名前でもめて解散するということはやめましょう、これも確認しました。それともう一つ、難しいものほど先延ばししないで、早目に合意形成を

図っていこう。これも確認しました。この２つを確認しました。そうした中で、きょう名前のことが出ました。いずれ皆さんの言ったことを踏まえて、これから実際にそうした作業に取り組んでいかなければなりません。そうした中で、たたき台というものをつくっていくか、いつもこの全員でやるか、この方法は２つあると思います。委員の皆さんの一部と一般の人も入れてもいいし、委員の方だけでもいいですから、一つの部会をつくって、そこでいろいろな議論をして、この協議会にたたき台を出して、そしてまたここでやっていくというようなことをやらなければ、いつまでもこの中でああでもない、こうでもないとやっていたって、ほかのことが進んでいかないと思います、名前以外の方。そのあたりを私は皆さんに提案したいと思います。

以上です。

○稲田委員　今、西木の佐藤助役が言ったけれども、公募をしないということについては今ここで私は認識できると思う。ただ、３町の名前にこだわるか、いわゆる北東北の観光にふさわしい名前を求めるか、そこのあたりをきちんと決めなければ何ともならないわけです。絶対この３町から名前を出すんだということと、それから最もこの地域にふさわしい名前を公募するというあたりの分け方をやっておかねば、私は今、西木の佐藤さんが言ったけれども、そのあたりでまたみんなの腹の中にもやもやとしたものが残るのではないですか。その辺は確認して

○田代委員　稲田さん、例えば、今の名前を生かす方向と、全く新しい名前の場合は事例を出して検討する方法があるんですから。

○佐藤（雄）委員　私はそれを言っているんですが。ここで縛りをかけても･･･。

○稲田委員　だけれども、うちの方の議長は、この３町の中でいくというようなことをさっきはしゃべったから、私は、そこに固執すれば、やっぱり一応みんなで確認して話を進めていかなければ前進しないと私は思っている。だから、雄孝さんのことも確かにいいと思う。いいと思うけれども、議長から確認してもらわないと。いわゆる進め方について、３町の枠なのか、あるいはこの地域にふさわしい名前を求めるのか。そして、田代村長と佐藤助役の言うように、たたき台を持ちながらやるということでなければ進まないと思う。

○山本委員　角館の山本です。この前も新名称のことで述べましたけれども、やはり自分は、任意協議会で今までいろいろな委員さん方が語られてきたことをもとに今の法的な協議会が成り立っていると思いますし、新しい意見は新しい意見で、それも大事だとは思いますけれども、自分はそのことを主張しながらやっていきたいと思います。ですから、前に話し合われた重要な課題であるとすれば、それを逐一漏れなく報告しながら、それをさっき西木の佐藤さんもお

っしゃられましたけれども、そういことをたたき台にしながら進めていってもらいたいと思います。ただ、話し合い、話し合いだけでいけば、どこまで行っても堂々巡りのような気がしますので、一つの筋が通らなければそのことに集中できませんし、今後よい案も出てこないと思いますので、一つのそういう課題、一つの重点目標を持って進行していただきたいと思います。
○会長　どうぞ。
○佐々木委員　角館の佐々木です。私どももいろいろこの会の模様等を話しまして、町民の方々からもいろいろ意見を言われたんですけれども、私自身正直言いまして、この名称について、公募によらず現在の名称をもとにしということで、そうすると、３カ町村といいますか、今の田沢湖、角館、西木ということの枠の範囲内なのかなと思って、先ほど三杉さんからお話があったんですけれども、そうかなと思っていましたけれども、先ほど西木の村長さんから、それにこだわらず新しいものも入れてということであるとすれば、いろいろ意見は出ると思いますけれども、新しい考え方ということあるいはもう少し幅広く住民の方々の意見を、公募という形ではなくても、我々が取り入れられる範囲でやれるものだとすれば、私はその辺の意見の聴取といいますか、何か方法論もあるのではないかと。この中での小委員会あるいは部会という形でも私どもでも意見を出せますし。
　ただ、私は正直いいまして、この３町村の名称というのは、歴史的にもいろいろありますし、観光的なイメージからいってもほかに遜色のない名称だと私は思っております。しかしながら、住民の方々に理解を得られるものをつくり上げようとするならば、もう少し柔軟性を持ってもいいのではないかなと思いますので、議長さんの方から諮っていただいて、３カ町村の今の名称のみならず、新しい名称も含めてということで取っていただければいいのではないかと思います。
　それからもう一つ、これは先ほど西木の佐藤さんから話がありましたけれども、このことによって合併が崩れるあるいは合併がだめになったということでは、本当に住民の方々に申しわけないと思いますので、そうならないような心構えというのも私の方にも必要でしょうし、それと、これが進まなければほかの事項がなかなか進まないと私も思いますので、ある程度、いつの時点までにこのことを決定していくのか、時限を区切った進め方をしなければなかなか難しいのではないかと思いますので、その辺の見通しをもし３町村長さん方で話をしているとすれば、お伺いしたいと思います。
○堀川委員　田沢湖の堀川です。私は一つのたたき台として提案してみたいと思います。角館町は武家屋敷、田沢湖・西木は田沢湖の湖、これはやっぱり全国的に大変評判のよい地名です。

考えてみますと、私は角館地域に本庁舎を置く、そして田沢湖・西木が湖の田沢湖という名称をつくってもらえれば私は一番いい方法ではないかという一つのたたき台の議論をしてください。終わります。

〇三杉委員　角館の三杉です。私は今の堀川さんとは全く逆なんですけれども、そういう意見もありますけれども、私の場合は全く逆で、角館を前面に出して、全国的なイメージ的にも、ここ数年かなりの観光客が来ております。あと、それと本庁舎をそちらに置くとか、結局そうなってきてしまいますので、何項目かをつくって、その中から歴史的なことだとか、全国的なイメージだとか、そういうことを集計した中で決めるべきだと思います。こうなってしまいますと、結局自分の今現在の町・村がやっぱり一番大切になってきてしまいますので、皆さん、それぞれ歴史的な部分、それから観光のイメージというものを個々に勉強してきてもらいたいと思います。

　以上です。

〇細川委員　田沢湖の細川です。今、お二方の意見、それはそれぞれの方々の大事な思いだと思いますけれども、今の話し合いの進行の筋としては、方法について、とても大事な方向に向いています。まずここのところに戻して、そこからスタートしていくべきではないでしょうか。それで、例えば方法として部会が決まったとするならば、そこのところでいろいろな意見を取り上げてみんなで論じてみる。そして、先ほどの方がお話しくださったように、これも期限を見通しを持つということも大切だと思いますので、そこのところも事務局の方である程度のところを示していただく。まず方法、方向について論じて決めていったらいかがでしょうか。議長、よろしくお願いします。

〇田口（勝）委員　ちょっと発言をお願いしますが、今のお話もわかりますけれども、きょうは３回目ですけれども、２回目の会議あるいは３回目のきょうの会議もそうですが、会議のあり方が一番問題ではないかと私は思います。どういうことかといいますと、我が町に対する思いというものは、３町村長さん方が一番思いがあるわけです。その人たちがいわゆる協議会の中で司会役ではなくていわゆる答弁側という形になって会議を進めるとすれば、これはよりよい議論にはならないのではないかなと思います。そういう意味で、役員構成は会長、副会長でいいと思いますけれども、会議の座長というものを新たに設けて、そして３町村長さん方も委員という立場で発言していけるという会議にしなければ、なかなか難しいのではないかなと思います。これまで聞いてきますと、ほとんどの方々が３町村長は何と考えているのよというお話で進められれば、会場は混乱する要素が大きいのではないかなと思います。

それともう一つは、協議会という会議でありますから、先ほど西木の助役さんもおっしゃっておられましたけれども、一つ一つの事項について諮りながら、そして一つ一つ整理をしながら進めていかないと、何回同じことを繰り返してもならないと思いますので、そういう意味では、出た意見について、この意見をどう扱いましょうかという諮り方をしながらこの会議を持っていかなければならないのではないか。今までですと、どんどん発言してください。結構な意見ですということで、では次回はこの結構な意見をこういうことで決めましょうという形であればいいんですけれども、なかなか名称の難しい場面ですので、特に進めにくいと思いますので、そういう意味では、例えば先ほど言われましたように、私どもは確認したつもりですけれども、例えば名称でこじれてこの合併協議会がご破算になったとか、あるいは難しい問題が積み残しをどこまでもされているといった状態を一つでもクリアしていくようにしなければ、時間があるようでないわけですので、そういうことで会議のあり方をもう少し検討した方がいいのではないかなというふうに感じますので、その辺を全体にちょっと諮っていただきたいと思います。

○会長　暫時休憩いたします。10分ぐらい。

（休　　憩）14:37

（再　　開）14:53

○会長　時間は10分を超過したようですけれども、また再開いたしまして進めてまいりたいと思います。

今皆さんからいろいろご意見が出たわけですけれども、今、角館さん、西木さんといろいろ協議をしながら、現在皆さんに提案しております、公募によらず、現在の名称をもとにした小委員会をつくって、そこで論議をしていただいて出していただくという中でまた詰めていくということにしたらどうかなという、こんなことも一応協議をいたしたところでございます。なお、委員会については、各町村長さんから、各町村の今日現在おられる委員の方を２名ぐらいずつ推薦いただいて、まず協議をしていただくという方向でたたき台をしていきたいと思いますが、私の方から特に提案して、皆さんのご意見をちょうだいいたしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○信田委員　田沢湖の信田ですけれども、ずっと聞いていて、今の会長の話を聞いていて、ちょっとおかしいのではないかという感じがしているところです。といいますのは、いろいろな新聞社のアンケートなり、東北の観光地、特に秋田県内の観光地のアンケートをとれば、知っているところは田沢湖が一番だ、しかし行ってみたいところは角館ということで、おおむね、

きょう集まっている委員の皆さんも、また傍聴している皆さんも、新市の名前は角館か田沢湖だろうと、そうなるのではないかと思っていると私は思うんです。ただ、自分自身が田沢湖に住んでいれば田沢湖がいいとか、角館に住んでいるから角館がいいんだとかというそれぞれの思いはあると思うんですけれども、最初に提案されたとおり、新市の名前は北東北の観光地にふさわしい名前にしていくとすれば、当然私はその２つ以外にないと私自身は理解しています。だとすれば、それをどちらに決めるのかということにするのか、それとも別の方法でいくのかということをきちんと決めてそういう小委員会はいいんだけれども、ただまた最初から小委員会で討論してもらうということにならないと思うんですけれども、その辺をどうお考えなのか、ぜひお聞きしたいと思います。

〇会長　ただいまご質問いただいたようなことを一つのたたき台にしながら、私は小委員会で、今言ったような考え方が小委員会でも議題になって進められると思いますので、それは小委員会で今言ったようなものを含めて一つのたたき台の提案をいただくという形でまた皆さんの論議をしていくということの方がむしろよいのかなと、こんなことでただいまの提案をさせていただいたところであります。（「賛成だ」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

〇辻委員　角館の辻でございます。

　９名ずつまず３町で集まっている、たったこれだけの中からまた小委員会をつくるんですか。私は全然必要ないと思うんですが。人数が少なくなったといったって、また同じような立場の者が同じく人数で集まったら、これと同じでしょう。傍聴者の人がいっぱいいる中で、その決められるまでのプロセスはあくまでもみんなの前でやると。これが、たったこれだけの委員しか集まらない中の出来事ですから、私は反対でございます。

〇稲田委員　田沢湖の稲田です。会長、まず今までの会議の集約をすれば、いわゆる公募をしないということはいろいろ話は出たけれども、公募しないということについては確認したんでしょう、これは。あと新市名だけれども、３町の中から新市の名前を取るか、それともさっき西木の議長が言ったように、北東北にふさわしい観光地としての名前を選択するか、その枠も入れて考えようというような意見と２つあると思うんです。どれを選択するかという方向づけ。今うちの方の副議長が言ったのも、その方向づけができなければ、全くまた同じ結果の会議になると思うわけです。だから、まずそこだけ確認してください。絶対３つの名前で、おれはそういう考えだからやるぞというようなことであればいいけれども、委員の方々が、北東北の観光の拠点都市にふさわしい名前をも一つの視野に入れながらやっていった方がいいかという、このことだと、そうすれば今日はそれでいいのではないか。名前などは今日決まるものでない

でしょう。その確認だけして。
○会長　皆さんのお手元に確認されていることは、今質問者がおっしゃったようでありますので、それをもとにして小委員会で枠をはめないで、私は小委員会で論議をしていただくことが結構ではないのかなという、３人で協議したところはそういう考え方です。それを拡大してこうだということはここで決めなくとも、小委員会で含めて原案を、考え方を提示願う。それを論議するということではいかんですか。そういう考え方では……。（「何も会議が進まないから、思っている腹の中のものを全部出して」と呼ぶ者あり）
○熊谷委員　会議を進めるという方法については、いろいろ選択はあると思います。小委員会に名前を決めろというのは少し無理があるかな、小委員会で方向づけを決めるということについてはいいのかなと思いますが。ただ、一つ事務局にお尋ねするんですが、合併スケジュールからすると、８月が住民説明会ということに作業がなっております。もう２回ほどの中で住民の説明会を各地で開いていかなければならないというときに、我々協議会委員としては、新市の名前も決定できないままに何の住民説明会をするのかとなるわけであります。したがって、座長を務めているお三方は首長でありますので、なかなか私情を言うのは難しいと思いますが、事務局の方から、８月の合併協議会はこのことを決定し、これを住民に説明して歩くという方向づけがあるのではないかと私は思います。そういうことを考えますと、今のような名前の決定に至る経過の議論だけでは住民説明会など開けないと私なりに理解するわけであります。どうかひとつそういうこともかんがみて、この名前の決定の方法はさまざまあろうかと思いますが、やはり時間をかけて、そして短い時間でステップを確実に踏んでもらいたいと思います。いつまでどのようにして決定し、そして住民説明会に臨むのかというもう少し具体的なスケジュールがあっていいのではないか、そこからおのずとこうした問題が解決へ進むのではないかと思いますが、事務局はいかがお考えですか。
○事務局長　将来構想につきましては、ただいまご質問のとおり、７月中にできてまいりますので、それにつきまして住民の方々に説明会を開いて、前にご説明しましたとおり、それに基づきまして市町村建設計画を策定するというスケジュールでございますが、今問題になっております新市の名称につきましては、この協議会の決め方だと思いますが、そう言えば大変無責任だと思いますが、この全体で２回、３回開いてもまとまらないという場合には、ほかの協議会でも名称検討委員会なる小委員会を設けてやっている協議会もございますので、それも一つのやり方だと思っております。
○熊谷委員　事務局では、今の皆さんの協議の中で出てきた、いわゆる名前を決めるための委

員会も必要になるかもしれないという想定はしての会議と理解します。ここにいらっしゃる28名の方々は、恐らく私情を捨ててこの地域の発展のためにということでこの会議に臨んでいると思います。したがって、むしろ私は事務局から太い柱あるいは方向性が出てくる。それが我々の考えている方向と大きな違いがない限り、恐らくそのベルトの上で協議が進むと思いますが、今の状況を見ますと、今いろいろ核心に触れる発言もありました。私は結構だと思います。そういう発言をするということもこの協議会の委員の責務でありますので大いに結構だと思いますが、やはり一つのルールを決めないままに発言しますと、今のような委員会をつくってはどうかという発言になっていくわけです。この協議会で決めるのがベターだと思いますが、それ以上私情を挟み込むといった環境がもしあるという見通しが立ったときには、私は委員会をつくって、そして名前の決定の方向についての確認をする委員会であれば、私はそれで結構ではないかと思いますが、名前についてはできるだけこの全員協議会の全体の合意の上で決定した方が将来のいわゆる活力へつながるのではないかなと思います。

○田代委員　今、会長が提案したのは、小委員会の報告を受けて、また再度我々が提案して、この協議会で決定になるということです。小委員会で決定するのではないんです。

○熊谷委員　具体的な、名前を決めなくてもいいです。でも稲田さんがいっているように３つの市で、あるいは３つの市を表現できるような大きな･･･。

○田代委員　そういうことも含めて小委員会で検討してもらって、その報告を受けて我々がこの協議会の中でまたご提案して、皆さんで決定していただくということです。

○熊谷委員　事実じゃないんじゃないかと思うが･･･。冗談ではないが、私言っているのは、やっぱり期限がある仕事だから、それをわれわれもっと･･･。また今回も何も決まらないで流れたとなると、合併の協議会の現状がわからないというのもあたり前です。なに協議してるって言われます。今日ここまで決まりましたというのがあってもらわないと。多いと思います。

○田代委員　本音で話をしているので進んだと思いますよ。前回よりは･･･

○田口（喜）委員　単純な話ですけれども、例えばこれは小委員会を設置して３人の首長に提案してもらいたいという方向性づけが出たとする。そうすれば、３人の首長で名前について提案するということになるのですよね。

○田代委員　小委員会の報告を次第ですね。質問としてはそういうことでなくて。

○田口（喜）委員　だから、まず皆さんの話を聞いていれば、やはり今ある３つの名前と、それからこの３つの名前以上にこの地にふさわしい名前があったとすれば、それでもいいのではないかということもできるし、今、小委員会を設置してその方向づけをしてもらうという会長

の提案ですけれども、例えばの話で、その小委員会でやっぱり首長方３人で提案してもらったらいいんじゃないかという方向づけが出た場合には、首長方が名前を提案することになるのだよなということです。
〇会長　ただいま皆さんに提案したのは、小委員会を設置して、そこでいろいろと論議していただこうということをご提案いたしました。そしてまたそれを私どもに報告いただいて、仮に今そういう答えが出た場合であっても、それは協議会に報告をするという形になると思います。この協議会が最終の決定をいただく機関ですので、そういう順序を踏みながら協議をしていくということにしなければならないと私は思いますので、出てきた答えを十分お諮りして、そして決めていくということではないでしょうか。
　どうぞ。
〇辻委員　角館の辻でございます。小委員会を設けても、今こちらさんが言ったように、答えはわかっているでしょう。それぞれの代表の人が集まるんだから、角館か田沢湖か、あとは新しい名前でもいいんだろうと、この３つ。それ以上決められる小委員会はありませんので。そうしたら、今、その決定までのプロセスとして、みんな腹を割って考えれば、この３つしかないということはみんなわかっているから、その３つの決め方は、これから住民参加の上で決定しましょうということを例えば諮ってもらって、それでよかったらそれで済むんじゃないですか。新しい名前は前もって決めておいて……。この委員会でもう一つ広く住民に対して提案してもらって、アンケートだろうと……。
〇稲田委員　それですと、角館は角館。田沢湖は田沢湖。西木は西木とそうなる。
〇辻委員　そうですか。わかりました。
〇会長　ただいま、ご質問はいろいろあるようでありますが、いずれ先ほど西木の議長さんもご提案になりましたが、小委員会の中でいろいろ議論がされると思います。そのことをどのようにこれからこの協議会に提案して、そしてまた協議していくという順序を踏んでいこうということでありますので、そういう点で小委員会を設けて、そこでいろいろとご提案を願うということですので、そういう方向ではいかがですか。そういうものを含めて…。はい。
〇田口（勝）委員　先ほどから話に出ているように、北東北の観光地にふさわしい名前をこれから模索するのだと、そういう考え方で小委員会の中で検討していくということは可能だと思います。しかしながら、今ある名称、角館・田沢湖・西木に限定をして小委員会を開催するということについては、かなり難しいと思います。これは、やっぱり委員の構成員になる人自体が決定権を持ってそこに臨まなければならない。しかも、後ろには、例えば議会代表であれば

議員の声というものも生かさなければならないし、恐らく、その構成をどう考えているかわかりませんけれども、かなり難しい。ここと同じ議論になるんじゃないですか、ここと。限定すればですよ。それはやってみなければわからないという話になるかもしれませんけれども、しかし、先ほど田沢湖の議長が言ったように、最終的に、では小委員会が決めかねて、３町村長で話をして決めて提案してくださいということになりかねない。それよりも、プロセスをきちんと皆さんにわかるような席上でやった方がいいんじゃないですか。

　だから、ちょっと諮ってもらいたいのは、現名称をもとにと書いていますけれども、現名称を生かすということですね。そして、新たなものも含めてということをまず確認していただいて、そういう立場で小委員会を開くというのであれば、これはそこに臨む人たちはいろいろな名前といいますか、イメージを考えて出席できますから、恐らく発言はできると思いますけれども、この３つに限定した中でどうするかという小委員会になれば、今と同じになるんじゃないですか。私はそう思いますけれども。

○会長　そのように断定的なものではないんでしょうか。私は、小委員会で十分論議して、そして一つの考え方を、今言うとおり、それを最初から想定するのではなく、きっちり論議をしてもらって、ここに、我々に出していただくということで、私はそれで進んでいくものだという認識をしますが、いかがでしょうか。もちろん今言ったようなものを含めて、いろいろ議論をされて出されるということでは、むしろよいのではないかなと。今、議長さんが言われたそのことを、ここで、それを含めてそれを先行するという考え方ではなく、それは小委員会で今出たものを含めていろいろと論議をしてもらうという考え方ではいかがですか。

　はい、どうぞ。では、幹事長からひとつ。

○野中幹事長　幹事会の西木村の野中でございます。ひとつ皆さんにご提案というのですか、ちょっとお願いですけれども、今いろいろお話を賜っております。それで、事務局、それから幹事会としましては、この名称の件については、幹事会で土台をいろいろ話し合って、そしてそれを３町村長にお話をして、この次の協議会に皆さんにお話ししたらどうだろうかと私は考えております。いずれ、協議会の中から小委員会をお願いするということになれば２度になります。そして、なかなかそれは決まらないと思いますので、もしできればそういう形にしていただければなと考えておりますけれども、どうでしょうか。

○会長　私は、小委員会を設けて、それぞれ皆さんの最低の考え方をもとめながら判断していきたいという考え方をとったわけでありますが、皆さん方にはそういうのはどうも受け入れていただけないようですので、最終的には私たち３人で判断して提案いたします。これしかない

と思います。それしかないという考え方で、いかがですか。

（「よろしい」と呼ぶ者あり）

○会長　そういう判断で提案をするということにいたしたいと思います。いかがですか、次回以降に。また、皆さんには、ご承知のとおり、８月ごろということで、先回ももう２、３回こういう論議をしていこうということだけは皆さんにお伝えしておいたとおり、もともといろいろな意見を交換しようということで、先回の段階もなるべく継続してやっていこうということだけは皆さん確認されているわけですね、そのことは。それで、今回もそういうことで皆さんから意見を聞いた上でということで、一応の考え方は３人でそういう意見交換をしていたところでありますが、ただいまいろいろな提案が出て、むしろ小委員会を設けて、そこでいろいろと論議をしていただいて、私どもに、あるいは事務局もそれに入りながら、そして考え方を承った上で提案していくという方法がよいのではないかという判断を実はしたところだったわけです。そういう方法で意見交換をしていくということにはしたいと私は思いますが、一つのステップとして。当然、もちろん皆さんからどんな提案にしても皆さんのご意見を聞くようなことに……、それは当然出てきた場合には、いろいろなご意見があると思います。

○鈴木地域振興局長　地域振興局の鈴木です。私が一番オブザーバーだと思いますので、私自身がこだわる名前だとか方法はありません。ただ、皆さんのいろいろなご意見を拝聴して、もし私の聞き違いでなければ、ちょっと整理と言うとおこがましいんですけれども、お話をさせていただきたいと思います。

まず一つは、新市あるいは新町かもわかりませんけれども、新しい名前を決定するときには、最終的にはＡという名前だとかＢという名前だとか、そういう具体的な名前を決めようとすることだと思います。その方法として、分科会や検討会を持たなくてもいいのではないかと。私も入れて28名しかいないわけですから、ストレートにここでやった方がいいのではないかという意見がありました。そうすると具体的には、お１人お１人が自分の思う名前を書いて、例えばどうしてそういう名前にするのかという理由をつけて28票出ますので、その中で多数意見もあれば少数意見もあるかもしれませんけれども、要するにいつかの時点では具体的な名前をだれかが出さなければいけないわけです。それを28名全体でやるか、その前に分科会か幹事会か知りませんけれども、何人かの方が幾つかの候補を選んで、それを決定ではなくてここにさらして、それをたたき台にして決めようかと、まず大きく言えばこの２つではないでしょうかと思います。

もう一つは、制限の問題ですけれども、現在の３町村の名前を生かす、あるいはそれを使っ

たものに限定するのか、それとも新しいものでより以上のものが思いつくのであれば、それを考えてもいいのかということが一つあると思います。それはどちらにしても共通すると思います。ここで28人で１回で決めようが、分科会で決めようが、決め方だと思います。

もう一つは、仮に分科会や幹事会で今最後に会長さんが言われたように何通りかの意見が出されて、たたき台が出されてここへ出したときに、皆さんがそのいずれにも異なって考えがあって、修正したり、あるいはそれをたたき台にして、これの方がいいんじゃないかということがあるのかないのかということだと思います。私が今伺ったところによれば、幹事会では最終決定ではなくてあくまでも候補を３人の会長、副会長に出して、出されたものを会長さんが皆さんにお示しして、それをたたき台にして議論をして、それを修正や新提案もありだというふうに聞いたわけですけれども、そこがもし間違いないとすれば、そのことを確認されてはいかがでしょうかということがオブザーバーとしての意見であります。

以上です。

○会長　ただいま局長さんから現在の状況の中での指針を与えていただいたわけでありますけれども、前段でおっしゃるように、実際の決め方は今言うとおり２通りしかないというのが一つの考え方。それに、今言ったように、これをもとにしてどう変えていくかということでありますから、それは小委員会でいろいろなことで出していただいて、この場に出して論議をしていくということにするという方法が最も望ましいという形で委員会を設けてやるのがいいのではないかとご提案したところです。もちろん、幹事会のご意見もあろうと思いますが、私はむしろ皆さんの中から各何人かの委員で協議をしてやるということも大事だと認識したわけでありますので、この点はひとつ両方の考え方でご提案をしながら、皆さんが最もよい方法を……。幹事会ということも大事でありますが、皆さんが直接この委員会に参加している中で、小委員会で議論をしてもらうというのも一つの大きな方法ではないかと。この辺のところで今おっしゃるものを選択していきたいと思いますが、今言ったようなことでいかがでしょうか。議長さん方、いかがですか。

○田代委員　委員会の人達でするか、幹事会の方でするか、いずれどちらかそれがまとめたものを提案するというんだから。小委員会をつくってもらうか、あるいは幹事会で提案したものを我々が出すか、２つに１つ。委員の人たちが決めて提案したものを我々が取りまとめて出すか、どっちかにして。

○沢田委員　今、鈴木局長さんが言われたように、この委員の中でもまだ具体的な新市の名前は、２、３話されたこともありますけれども、個人個人この委員になっているということにな

れば、具体的な新市の名前を胸の中、頭の中に考えてきていると思うわけです。それで、鈴木局長さんが言われたように、我々の考えている名前と理由を書いて幹事会の方へやって、それも含めたものを討議してもらって３首長のところへ出してもらうという方法はどうでしょうか。

○会長　その方がいいですな。皆さんから出していただいたものをもとにしながら、そして提案をし、またそこで論議をしていただくということが、今のご質問の段階ではいかがですか。皆さん、そういう考え方は皆それぞれ持っておられるでしょうから、ひとついろいろ出していただいて、その中で選択をして、皆さんにこういうご意見もある、こういうご意見もあるという２、３の例を挙げながら、そして最終の論議をするということでいかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　会長　いいですね。こうしてお話しすればいい案が出てまいりますので、そういうことでひとつまとめていきたいと思います。

日程については、終わるまでに事務局と相談して、いつごろをめどにするかということは後で皆さんに発表させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。いいですね。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○会長　ということで、そうすればもう一度確認をしますが、今提案がありましたように、皆さんからそれぞれのご意見をお聞きして出していただいて、それをもとにしながらこの協議会にご提案をする。私たちの意見も入れて提案するということで決定させていただきます。そういうことでいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長　それでは、大変長い時間をかけましたが、いずれ提案いたしました継続の新市の名称については、以上のように決定させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

　それでは、事務局を後ろにおいていろいろ協議しますので、５分ぐらい休憩いたします。

（休　　憩）15:30

（再　　開）15:40

○会長　それでは、会議を再開いたします。

　次に移ってまいります。皆さんのお手元にある次の資料から入っていきますので、よろしくお願い申し上げます。次は、新自治体の事務所の位置についてということで、これも継続協議ということにおりまして、これについても皆さんからご意見を伺っていこうということで、この２つの案についてはそのように考えておりましたので、今回も皆さんからご発言をいただい

て、ある一定のところでまた次に提案する材料にしたいと思っております。皆さんからご発言をお願い申し上げます。

○稲田委員　新市名が決まるまで継続審議にしていただきたいと思いますが、皆さんにお諮りください。

○会長　ただいま、新市名が決定するまでこの案については延ばしてというお話がございましたが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○佐藤（宗）委員　今、稲田さんの方から発言があったのでございますけれども、これは、何々市役所、何々庁舎とありますけれども、いろいろな考え方がありまして、支所にするか、庁舎という名前にするか、または、これを見ますと、窓口センターの方法の２種類とかありますけれども、これらについては別に、同意を願うか、また意見を願うとかというような形であればいいんじゃないかと思うんですけれども、これは別に今必ずしも本所をどこにするかということの論議まで進むかどうかわかりませんけれども、ここに掲示してあるのは、庁舎ないしは支所にするか、または何々市役所の下に、上の方には☆☆☆庁舎ありませんけれども、これまた☆☆☆庁舎にするのかといった形のものを論議するだけのことでいいんじゃないかと思うんですけれども……。

○会長　それでは、ただいま、そのことは別といたしまして、考え方、分庁舎方式というものをこの前もご提案しておりましたので、この考え方を事務局から説明させていただいて、内容等については今おっしゃるとおりいろいろな協議を重ねていきたいと思いますので、考え方についての説明を事務局から一応提案させますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局長　それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。分庁舎方式の概念図ということで書いておりますが、これは３町村が合併するということで３つのところに分かれておりますが、○○○○市役所、これが本庁舎となります。先ほど佐藤議長さんがおっしゃったとおり、今回の協議案では本庁舎の位置を決めればいいということで、あとは分庁舎方式のいろいろな配置については専門部会なりで検討しまして後でご提案すればよいことですが、ご説明いたします。

　○○○○市役所ということで、これは案でございますが、本庁舎には管理的部門を置くということでございます。議会、総務企画、税務、防災等。それから、他の庁舎に教育民生部門と産業建設部門を置きますので、その窓口業務を行うということでございます。左下にまいりまして○○○○市役所、仮に△△△△庁舎となっておりますが、ここには教育民生部門の統括機能を置くということで、民生、衛生、労働、教育ということでございます。他の庁舎の窓口部

門を置くということでございます。右にまいりまして、○○○○市役所の☆☆☆☆庁舎には、産業建設部門の統括機能を置くということで、農林水産、商工、土木等ということでございます。他の庁舎の窓口業務で、教育民生部門と管理的部門を置くということでございます。

これが概念図でありまして、参考としまして下の方に、管理的部門の現在の職員数が３町村で152名、うち本庁等に128名いるということでございます。教育民生部門は235名で、うち本庁等には84名でございます。産業建設部門は111名のうち、本庁等に104名いるということで、職員数の合計が498名ということで、現在３町村で本庁には316名の職員がいるということでございます。

本庁以外に勤務する普通会計職員としましては、管理的部門では、支所、出張所、情報センター等、それから合併協議会の事務局も入りますが、これが本庁舎以外でございます。教育民生部門では、保育園、学校、公民館、幼稚園等でございます。産業建設部門では、観光関係施設等でございます。

右の方に新自治体の事務所の位置についての考え方を書いてございます。ごらんいただけたかと思いますが、主な点につきましては、中ほどの上の方に、本庁舎の名称は、新自治体の名称が決定しなければできませんが、市となるべき要件が、人口３万人以上とする合併特例法改正案が６月12日衆議院本会議で可決されまして、国会が40日延びているわけですが、本国会会期中の成立に向けて、参議院に送付されております。

それから、本庁舎のことでございますが、中ほどに、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、合併特例法による在任特例を採用した場合は今の３町村の議員の定数の合計56人、定数特例を採用した場合は52人以内、これは新自治体の定数の26人の２倍以内ということでございますが、現在の３町村役場のいずれの議場も狭く議会を開会することができないということがございます。このため、合併後の議会の開催場所は当分の間、現在の議場以外の場所を議場とすることを検討しなければならないということがあります。

それから、市役所、分庁舎の行政組織の配置等につきましては、今仮の例をお示ししましたが、今後の協定項目であります「事務組織及び機構の取扱い」において、別途協議をお願いすることになります。これにつきましては、いろいろ先進事例で合併協議において整備方針を定めまして、具体的には専門部会でいろいろ内容を検討して明確にした上でお示ししている例が多くなっているということであります。

あとは、13ページは分庁舎方式をやっております東かがわ市ですが、これは４月１日に合併したところでありますが、人口が３万7,021人と当地域よりちょっと多いんですが、大体似通

ったような人口でございます。ここでも、右に書いてありますとおり、旧白鳥町の役場を東かがわ市役所の本庁舎としまして、ここに総務部、出納室、議会事務局の管理部門を置いております。それから、東かがわ市役所引田庁舎ということで、旧引田町役場を事業部ということで、産業建設部門として、経済課、水道課、建設課、土地対策室、窓口センター等を置いております。次のページにまいりますと、旧大内町役場を東かがわ市役所大内庁舎としまして、教育民生部門、市民部、教育委員会事務局を置いております。各本庁舎、分庁舎には窓口センターが置いておりまして、窓口センターの業務の内容は、16ページに書いてありますとおり、全庁舎で証明書発行、戸籍住民台帳の関係、保健福祉関係、その他窓口ということで、これは他の庁舎にない部門の窓口等を置いているようであります。それから、出納窓口、相談コーナーを置いております。

次から西東京市の例がありますが、省略いたしますが、これらを参考にしまして、現在ある３つの庁舎を活用しました分庁舎方式を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○会長　ただいま、この分庁舎方式については、こういう考え方を土台としながら、ただ一つ一つの事務的なことについて確定していくことについてはまだ若干の時間が必要でありますが、こういう方式を柱にしながら進めていきたいという考え方を今回皆さんにお示しいたしたということでございまして、中身についてはこれからまだまだ検討していかなければいけない問題がたくさんあろうと思いますが、基本的にこうした考え方を一応ご提案させていただいたところであります。

何かご意見はございませんでしょうか。きょうは皆さんのご意見、ご質問等をちょうだいするということで、これで決定するということではございませんので、どうかこういう方式について皆さんからお話を承りたいと思います。ございませんか。内容等については、これから細部についての事務の系統関係についてはさらに深めて皆さんにお示しをしていくわけですけれども、こういう考え方で分庁舎方式というのをしていくと……。はい。

○稲田委員　私たちに与えられた案件は、事務所の所在地についての案件なので、中身は別のものではないか。だから私は先ほど継続にしろと言ったのだが。これは分掌管轄、こういうふうな管轄でこれから運営するということで、私たちに課せられた問題は新事務所の所在地についてだ。ごちゃごちゃしてしまう。だから私は継続と言った。

○田代委員　市の名前か決まらんのだから、これも決まらないでしょう。

○稲田委員　だから、継続と言ったんだ。だから、それで流して、しかし中身はこうだという。

何だか私の言ったことと西木の議長が言ったこととがごちゃごちゃになってしまうんじゃないかということだ。私たちの協議会に与えられた事務所の所在地だ。
○会長　そういう解釈ではなく、いずれこの位置については、庁舎を収容する分庁舎方式と考えていきたいという皆さんへのご提案をしているわけです。そういう分庁舎方式は、こういう方法を考えられるというものを含めて、きょう皆さんにお話をして意見を伺うという。ただ、今おっしゃるとおり、事務所の位置についてはご承知のとおり継続をしていくという考え方は最初に申し述べたとおりでありますので、ご意見を伺っていくということで申し上げたところでありますので、分庁舎方式の考え方をご提案させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。
○事務局（高橋）　今の委員のご質問でございますが、確かにおっしゃるとおりに、この協議案第６号は事務所の位置を決めるということでございます。ただ、その前提といたしまして、私どもこの協議会では、各役場の庁舎を使いまして分庁舎方式にするということでございまして、そのうちの一つが当然市役所の位置ということでございますので、その中でこういう、先ほど局長が説明しましたとおり、組織機構の取扱いその他いろいろございますが、それとあわせて今後決めていただきたいということでございます。
○会長　そういうことで、いいですか。分庁舎方式について考え方については、皆さんのご意見があれば、伺ってということでございますので。それでは、次の議題にはいります。協議案件第10号議会議員の定数及び任期の取扱いについてということでございます。これについては、昨日こういう方法でということでとは、ご説明申しあげましたが、これについて皆さんから取扱いについてのご意見を頂戴いたしたいという事でございますのでよろしくお願いいたします。
○事務局長　それでは、協議案第10号議会議員の定数及び任期の取扱いについて。議会議員の定数及び任期の取扱いについては別紙のとおり提案する。21ページをごらんいただきたいと思います。

　議会議員の定数及び任期の取扱いについては、１、ここに上に区分としまして、合併特例法を適用しない場合、定数に関する特例を適用する場合、在任に関する特例を適用する場合と３通りございます。最初の特例法を適用しない場合でございますが、身分は、合併関係市町村の廃止と同時に失職いたします。任期は、設置選挙の日から４年という通常の任期になります。定数につきましては、この地域は３万3,000人ほどでございますので、５万人未満の市、人口２万人以上の町村に該当しますので、26人の上限となります。この範囲内で定数を定めなければならないこととなっております。選挙の期日は、設置の日、つまり合併の日から50日以内に

選挙を行わなければいけないということであります。補欠選挙の適用はあります。６の選挙区につきましては、条例で選挙区を設けることができるとなっております。これにつきましては、括弧書きで書いてありますが、「合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる」となっております。

次に、定数に関する特例を適用する場合でありますが、身分は、合併市町村の廃止と同時に失職する、合併と同時に失職するということであります。任期は、設置の日から４年であります。定数につきましては、先ほど26人が上限と言いましたが、これの２倍、つまり52人以内の定数を定めて選挙することができるということであります。選挙期日は50日以内で同じであります。選挙区も特例法を適用しない場合と同じで、選挙区を設けることができることになっております。

それから、在任に関する特例を適用する場合につきましては、合併関係市町村の協議によりまして、合併後２年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができるとなっております。任期は、２年を超えない範囲であります。定数は、最初は今の合計の56人の定数で在任特例を利用することになりますが、欠員が生じた場合には、欠員が生じて減っていくごとに定数が減少していくということであります。選挙は当然行わないことになります。補欠選挙もないということであります。

次の22ページの、これは先進地の事例でありますが、上のこれは合併特例法の適用を受けない場合でありますが、京丹後市などは特例を使わないで、全部で94人の議員でございましたが、30人の議員ということで１選挙区で選挙を行うということを、まだ合併しておりませんので、決定しております。飛騨市につきましては、26人の定数で選挙を行うということであります。丹後市におきましては、104人いるわけでありますが、30人の定数で１選挙区で行うということを決定しております。

定数特例を使う場合ですが、広島県三次市の場合は、これは６万ちょっとの人口でありますので定数30人でありますが、38人に８人定数をふやしまして、比例によらない選挙区を設けて38人の選挙を行うということに決定しているということです。郡上市につきましては、ここは４万9,000人でありますので、26人の定数でありますが、４名ふやしまして30名の定数増として選挙を行うということを決定しております。

それから、下の方は在任特例を使った場合ですが、これはみんな今の４月１日に合併しているところでありますが、南アルプス市は１年11カ月の定数特例、ほとんど２年になりますが、96人の議員であります。山県市につきましては、１年１カ月以内で、ここはちょっと人数は何

人だか判明いたしませんでした。東かがわ市につきましては、１年７カ月の延長で44人ということで在任特例を使っております。宗像市につきましては、１年７カ月の延長で48人ということで、定数特例を使っております。次は「あさぎり市」となっておりますが、これは間違いですので、「あさぎり町」に直していただきたいと思います。ここも、１年１カ月の在任特例を使いまして、54名という議員数で定数特例を使っております。

23ページにつきましては、特例を使った場合でありますが、１番は定数特例を使った場合、中ほどの、新自治体の場合、我が町村の場合でありますが、定数が26人でありますので、52人以下の定数を定めて定数特例を使う場合、選挙できるということであります。４年後には、26人以下の定数で行わなければならないということであります。２番の在任特例を使う場合につきましては、下の方をごらんいただきたいと思いますが、田沢湖町20人、角館町20人、西木村16人の定数でありますので、56人の議員が２年以内の期限で全員が在任できるということでありますが、定めた期限以降は26人以下の定数で一般選挙を行わなければならないということであります。

24ページは、１番は特例を使わない場合、２番は定数特例を使う場合、３番は在任特例を使う場合、４番につきましては合併前の旧町村ごとに条例で選挙区を設ける場合の例を挙げております。アにつきましては、定数特例を使わないで選挙区を設けて選挙をする場合、イの場合は、２倍までの定数特例を設けて、選挙区を設けて選挙をする場合の例を書いてあります。このように、１、２、３、４番のア、4番のイと、５つの方法があるということでございます。

25ページは、現在の議員数と任期の調べであります。それから、地方自治法の定数を定めなければならない根拠法令を書いてございます。

26ページにつきましては、３万人以上５万人未満の自治体の現在の定数はどうなっているかということを掲げておりますが、右側が合計となっております。240自治体のうち、全部26人の定数でございますが、１番多いのが22人の定数を設けているところが、72自治体30％、20人の定数でやっているところが54自治体の22.5％、３番目は24人の定数でやっているところが37人という順番となっております。

27ページ以降はいろいろな定数に関する資料となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、議員に関する特例の説明を終わります。

○会長　ただいま説明を申し上げました内容について、皆さんからご意見をちょうだいいたしたいと思いますが、これは農業委員会の関係も今同じ取扱いになっているわけでありまして、

このところと農業委員会の方も説明をしていただいて、両方合わせてご審議を願う方がいいのか、一つずつの方がいいのか、その点をお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。農業委員会の方もご説明して、そしてご意見を伺うという方法がいいでしょうか。いいですか。

○稲田委員　議会が大体決まれば、それに準ずるものでないのか。

○会長　それでは、ただいま説明しました議会議員の定数の関係についてご提案をしましたので、ご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

○稲田委員　意見でなく質問です。局長。田沢湖町の稲田です。たまたまうちの方と西木とは大体同じ投票日で合っていると思う。角館は来年選挙でということで、いわゆる新市になって、新しい議員を決めるための投票日を決めるということになって、それからあれだけれども、角館と田沢湖と西木のいわゆる在任特例が違っても大丈夫だということで解釈して結構ですね。

○事務局長　在任特例を使う場合は、合併した日から２年以内でありますので、１年半とか１年とかという例もありますが、全部その合併した日から、今の田沢湖町、角館町、西木村、それぞれ現在の任期が違いますが、それが同じになるということです。

○会長　ほかに。はい、どうぞ。

○佐々木委員　角館の佐々木です。私ども、正直言いまして、議会の中で論じたといいますか、話としては、角館町議会としての一つの考え方ですけれども、合併特例は適用しない方がいいというのが率直な意見です。というのは、合併のそもそもの目的が何かということで、やはり行政のコストダウンあるいは効率化ということの中で、議会だけが特例ということは考えるべきではないかと。というのは、市長さんの場合との絡みももちろんあると思いますけれども、その辺のところで私どもが議論をひとつ方向づけをしているということをきょう申し上げておきたいと思います。私ども議会で決めるべきことなのか、あるいはどうか定かでありませんけれども、いずれ協議会で決めることになると思いますけれども、角館町議会としては、議員の議論としては、そういう形で合併の特例を適用せずに、合併イコール議員の身分を失う、それで50日以内に設置選挙で行っていくべきではないかという一つの方向を見定めたところです。

○会長　どうぞ。

○稲田委員　田沢湖の方でも、やはりこの問題について特別委員会を開催いたしましていろいろ検討しました。その検討の中身について若干皆様方に報告いたしたいと思います。今、角館の特別委員長は在任特例を適用しないで即50日以内の選挙ということでありますが、そうすれば、各町村の決算の問題が論じられました。その決算をだれが認知して、何もわからない人たちが、仮に角館に優秀な議員の方だけがいて、角館がぞくっと議員になって、今、西木と田沢

湖の決算をだれがどういう状態で見るのかということが問題になりまして、そうすれば、今合併の方向であれした場合に、いわゆる52人で選挙をやって４年ということは、その合併の理に反するといったことで、この中の項については削除しました。それであと、在特を利用して、それぞれの町村の決算を見届けた上で合併するべきでないかといったことが意見の大勢を占めまして、そうすれば、在任特例を２年いっぱい使わなくとも、いわゆる１年なり、あるいは決算がどういう状態で出てくるかわかりませんが、決算をやった後で選挙するべきでないかといった話で、大体そういう方向づけでうちの方はきまして、ただ、２年いっぱいを利用することではありません。最低限決算を認知するためにはどこの時期が一番大事な時期なのかということで、これは法定協議会の中でそれぞれの意見を聞いて聞くべきであるといったことになっております。即選挙というわけにはいかないということです。

○会長　それでは、武藤さんの今のお話では、田沢湖と一緒だという考えと、聞いてると見ていると、そのように聞こえますが、そういう判断でいいですか。

　ただいま、それぞれの担当の議会の皆さんからそういうご意見を出していただきました。これはもちろん委員の皆さんで最終的に論じていくことになろうと思いますが、今おっしゃるようないろいろ意見を参酌していく考え方からいけば、私はこれも小委員会なのかなと。小委員会でやはり今言ったような話を、特に委員の皆さんが各町村から出ておられるわけでありますので、そういうものを含めて事務局といろいろ論議していただいて、提案をいただいて、また皆さんに出していくということではいかがでしょうか。そういう取扱いについては、いかがですか。もちろん、今ご発言のものを一つの大きな柱にしながら、委員の人たちに協議していただいて、私どもにお話をしていただいて提案すると。もちろん、民間の人が主体になっていただいて進めていきたいということであります。いかがでしょうか。

○熊谷委員　進めるというのはいかがなものかということで、今ちょっと心配して聞いていたのですが、議員の身分にかかわることだから、それぞれ議会が最終的に議決をしてその町の方向を決めることになるけれども、私、考えるのですは、どちらでもいいのです。この協議会の一致を見ればいいのだけれども、少なくとも角館町の事情をご賢察の上、まず１月か２月ごろまでにそのことを決定していただく努力をお願いしたいと思います。これは、過ぎてからこうだ、ああだでは、なかなか選挙民に大変失礼な選挙運動ということになるものだから、３月の選挙だから、少なくとも１月か２月には方向づけについて区切りをつけるという考え方を私はお願いしたいと思いますが。

○会長　小委員会でご審議いただいていくとすれば、もう少し早まるんじゃないですか。そう

いうことでひとつご理解いただければ。小委員会の構成については、先ほど申し上げましたように、議会の代表者の方に事情をお話ししてもらうと。あるいはまた、それこそ民間から出ておられる方々にも委員として参加していただく。そういう形で、この委員については各首長さんから推薦をいただいて決定していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長　いいですね。その小委員会の委員については。どうぞ。

○堀川委員　議員定数の関係は、私の案としては、議員でない人たちの委員で構成して、一応の結論を出して、それを全体にかけて審議するという方法がいいと思います。

○会長　ただいまのご発言、これもまた私はそういうことも大事かと思いますが、いずれこれは議会でそれぞれが議決をする内容でもあるわけでありますので、今言ったような角館さんあるいは田沢湖さん、西木さんの事情がいろいろあるようでありますので、そういうものを小委員会で選択する協議をしていく一つのあれとしては、議員の議長さんに参加していただいて、今おっしゃるように、他の委員の方々に入っていただいて構成して小委員会で論議していただくということにしてはいかがでしょうか。これも一つのご提案をされましたが、そういう考え方で小委員会で論議をしていただくという考え方をご提案いたしますが、いかがでしょうか。堀川さんの提案は十分わかりますが、そういう方法でいかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○会長　そういう方法でひとつ協議をお願いするということにいたしたいと思います。

　それでは、ただいま提案しております議案につきましては、この後小委員会を構成いたしまして、少なくとも９月ごろまでにはひとつこの協議会にお示しするということにいたしたいと思います。ということで決定させていただきます。

　それでは次に、協議案第11号　農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より説明をお願いいいたします。

○事務局長　ちょっと時間をいただきまして、ただいまの小委員会の設置の件につきましては、準備いたしまして、後で今日提案したいと思います。きょう設置しなければ１カ月おくれるわけですので、きょう設置したいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

　それでは、協議案第11号　農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

　31ページの方をごらんいただきたいと思います。現在の農業委員会委員の定数及び任期でございますが、田沢湖町が19人でございます。選挙の委員が14名でございます。角館町が16名、

選挙の委員が11名でございます。前回渡した資料に14人とありまして間違っておりましたので、大変申しわけありませんが、訂正願いたいと思います。西木村が定数15人で、選挙による委員が10人でございます。合計が定数50人、選挙による委員が35名、選任委員、これはそれぞれ農協推薦、共済推薦、議会推薦でありますが、15人となっております。任期はいずれも平成17年７月19日となっております。合併を予定している以後になるということであります。農業委員会の任期は、農業委員制度が発足した昭和26年７月に執行された一般選挙以来、３年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきたという経緯がございます。３町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため、大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成17年７月19日となっております。これまでの例によりますと、平成17年７月には第19回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われるということであります。農業委員会を設置している自治体の68%が、この３町村の農業委員会の委員の任期と同様となっているということであります。

課題等につきましては、農業委員会の事務の取扱いにつきましては、農業委員会が行うべきことは、農地の競売の買受適格証明、耕作証明、それから贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明等の証明書の発行など、農地法関係の事務の処理について行っております。それで、市町村の合併に伴いまして農業委員会が一時的に選挙になると欠けるわけでございますが、一時的に事務を行えないとしても、農業委員会が設置されていることには変わりありませんので、かわりに市町村長部局が農業委員会の事務処理をすることは適当でないと解されております。

農業委員会の設置数につきましては、新しい自治体の３町村が合併いたしますと10万9,364ヘクタールとなるわけでありますが、10万ヘクタールを超える自治体につきましては、農業委員会等に関する法律によりまして、２つ以上の農業委員会を置くことができることとなっております。なお、一つの農業委員会の合併特例法の規定により、新設合併の場合は選挙による委員の数は10人から80人を超えられないと規定されております。３町村の農業委員会の選挙による委員の数は現在35人でありますので、全委員が新自治体の農業委員会の委員の特例でありますが、１年在任することできるとなっておりますが、在任して委員となることができるということであります。

農業委員会の選挙による委員の定数につきましては、新しい自治体は、農業委員会等に関する法律によりまして、30人以下で条例で定めることとなっております。また、選任の委員は、新しい自治体は、農協推薦が１人、共済推薦が１人、議会推薦が５人以下となっております。なお、農業委員会等に関する法律によりまして、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、

農地部会を設置しなければいけないということになっております。

32ページの今まで合併した事例によりますと、ほとんど１つの農業委員会を設置して、ほとんど在任特例を使っているということであります。１年から６カ月のところもありますし、下の静岡市までは在任特例を使っております。一番下のあさぎり町につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とするということで、ここは在任特例を使っておりません。

次のページ、東かがわ市から篠山市まででありますが、さぬき市は、特例で14年７月19日ということで合併しておりますが、これは農業委員の選挙の日までの３カ月19日という特例を使っております。ほかの市は１年の最大の在任特例を使っているということであります。これが先進事例であります。

以上で説明を終わります。

○会長　ただいま農業委員の関係について説明をいたしましたが、これについてもこの後小委員会の設置の中で協議をいただいてこの協議会に提案するということでいかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○会長　これも同様に、そういうことに決めてもらいたいと思います。そういうことで、ひとつお願いいたします。

それでは次に、皆さんのお手元にあります協議案第12号　地方税の取扱いについて（その１）ということで、事務局の方から説明をいたさせます。その後に小委員会の設置についての議案をご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局。

○事務局長　それでは、協議案第12号　地方税の取扱いについて（その１）を説明いたします。

地方税の取扱いについて、次のとおり調整する。

「その１」となっておりますのは、この中に角館町で賦課しております都市計画税、それから各町村でありますが、国民健康保険税についてはまだ調整がとれておりませんので、後ほど提案したいということで、国民健康保険税、都市計画税についてはここから除いておりますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、35ページをごらんいただきたいと思います。それぞれ町村を比較しておりますが、一番上の市町村民税です。右側にいきまして、調整の具体的内容につきまして、納期については、田沢湖町・西木村の例によるということであります。市町村民税の第４期をごらんいただきたいと思いますが、田沢湖町・西木村が12月１日から同月25日までとなっておりますが、角

館町は第４期が12月１日から同月28日までとなっております。これを25日までに統一調整したいということでございます。それから、前納報償率については、角館町の例とし、１納期あたりの限度額は、田沢湖町・西木村の例によるということであります。これは、前納報償率が田沢湖町・西木村が１％×納期前月数、角館町が0.5％×納期前月数となっておりますが、これは角館町の0.5%としたいということであります。限度額につきましては、田沢湖町・西木村の例によるとありますが、20万円と、角館町が30万円でありますが、１納期に係る限度税額を20万円に調整したいということでございます。

次の法人町民税でありますが、均等割については、角館町の例によるとあります。ここで下の50億円超のところを見ていただきたいと思いますが、角館町は10段階に分かれておりまして、50億円超で50人以下41万円となっております。田沢湖町・西木村では50人以下という項目がございませんので、この50人以下41万円の項目をつけ加えて３町村同じくするということであります。法人税率については、田沢湖町・西木村の例によるということで、田沢湖町・西木村が100分の12.3、角館町が100分の14.5でありますが、これを田沢湖町・西木村の例によるということで、100分の12.3に調整したいということであります。

次の36ページは、固定資産税であります。前納報償率については、市町村民税と同じ取扱いとするということで、市町村民税のところで前納報償率が角館町の0.5%としましたが、その例と同じくするということであります。限度額も20万円とするということであります。田沢湖町・西木村の例と同じく、１納期に係る限度税額を20万円としたいということであります。それから、賦課に係る土地評価額については、評価額の不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価替えにおいて調整を図るものとするということで、合併してからその評価替えがあるときに調整を図って、３町村公平なものにしたいということであります。

軽自動車税につきましては、納期については、角館町・西木村の例によるということで、田沢湖町だけが納期５月1日から同月31日までとなっておりましたが、これを４月１日から同月30日までにしたいということであります。

たばこ税につきましては、３町村に差異がないため、現行のとおりとするということであります。1,000本につき2,434円であります。

５番の入湯税につきましては、田沢湖町・西木村の例によるということで、角館町は宿泊150円のほかに日帰りとして入湯客１人１日90円を取っておりましたが、これを廃止して、入湯客１人１日150円に調整するという内容でございます。

次の37ページでありますが、特別土地所有税は、３町村に差異がないため、現行のとおりと

するということであります。ただし、平成15年度以降課税が停止されているということであります。

鉱産税につきましては、３町村に差異がないため、現行のとおりとするということであります。

38ページ以降は、それぞれの地方税の基礎的なことを書いてございますので、ごらんいただきたいと思います。

40ページにつきましては、それぞれの税額でございます。田沢湖町が13年度におきましては13億7,000万円ばかり、角館町が11億円ばかり、西木村が２億9,800万円ばかりとなっております。

以降につきましては、地方税に関する法令と先進事例を書いておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○会長　ただいま地方税の取扱いについて説明を申し上げましたが、これについてそれぞれ皆さんから何かご意見等をちょうだいいたしたいと思いますが。はい、どうぞ。

○稲田委員　田沢湖町の稲田です。取る方については即低い方、報償金とかはすぐ低い方に合わせて、期日についてはそのあれではないんですが、この辺のあたり、私たちの意見を反映させる意味では、比較的事務的な取扱いだなと思っています。大船渡ですか、あるいは八戸でも、若干据え置き期間があって、それぞれの地域に事情があって、３年後には５％になってもよいけれども、何とかその間に、各町村に未収がなければよいのですが、いろいろな意味で奨励をさせて納税を促進するという意味では、何だか事務的な感じに受けられるんですが、このことについては、ただ歳出が出てこないので、私はちょっとわかりませんが、税金の関係では期日などはいいんですが、即いろいろな場面で住民が負担増なり報償金が少なく受けるといった印象は免れないわけなのですが、その辺のあたりのご検討ぶりをお願い申し上げたいと思います。

○会長　分科会か何かのご意見があったと思いますので、それを加えてひとつ説明を。

○事務局長　大船渡市の場合などは三陸町と合併しましたので、市と何人ぐらいの町村だかちょっと忘れましたが、市町村民税の均等割等は違うところがありましたので、そういうところを調整したものと思っております。３町村では、市町村民税、固定資産税とも税率の差はございませんで、ただ前納報償率とか限度額が違っておりましたので、最近の財政の逼迫により、各町村で各種補助金をカットされておりますし、納税組合に対する補助金等もだんだん下がっているような状況でありますので、前納報償率も引き下げたというか、角館町の例に倣ったと

ころでありますが、そういう結論に専門部会では調整がなったようでございます。
○稲田委員　局長、数字的には５％にしたことでどれぐらいの金額が違うのか、あるいは角館の50億円超の法人税率という場合は該当する箇所でどれぐらい違うのか、数字的に。
○事務局長　これは、平成14年度で試算しておりますが、町村民税を角館町の例に倣った場合は、３町村で250万2,000円ばかり支出が少ないということになります。固定資産税の場合は1,023万4,000円ばかりという……。間違いました。報償金額……。
○稲田委員　後でもいいんだが、だけど一応問題点を提起してきたのは事務局でしょう。何も書いていないのだから、このままでいいということでないかと思われれば、やっぱり一応問題点は次に提起する……。
○事務局長　0.5%の差で、町村民税、固定資産税合わせて815万円ばかり支出が少なくなるということと、あと法人税につきましては、かえって率を下げることでありますので、これにつきましては1,350万ばかり減収になるという試算が出ております。
○会長　ただいまご質問がありましたように、もっと数字的なものがあっていいのかなという感じがしますので、これはきょう決定しなくても、この次にもう一度再度、ただいまのご質問者にありますように、こうなった場合はこの金額がいわゆる住民の負担が重くなるなりあるいは軽くなるという、そのことをもう一度数字としてこの次にあらわすことにさせていただければ。いかがでしょうか。その方が皆さんもご理解ができると思いますので、そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○会長　それでは、この次の協議会にこの内容を再度提案いたしまして、今言ったような数字を、直接概算を明示するということにいたしたいと思いまして、継続にさせていただきます。いいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○会長　はい。
　それでは、先ほどご審議いただきました内容で、小委員会の設置についてお諮りいたしたいと思いますので、書類を皆さんに渡していただいて、事務局の方から提案をさせますので、ちょっとの間お待ちいただきたいと思います。

（資料配付）

○会長　それでは、お手元に配付いたしました内容によりまして、協議案第13号といたしまして、田沢湖・角館・西木合併協議会規約の一部改正について上程させていただきます。

事務局の説明を願います。
○事務局長　それでは、さっきご協議願いました議会議員と農業委員の特例につきまして小委員会を設けるということでありますので、協議案第13号　田沢湖・角館・西木合併協議会規約の一部改正についてご説明いたします。
規約の一部を次のように改正する。
第19条までございますので、第19条を第20条としまして、第11条から第18条までを１条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の一条を加えるということであります。大変難しい文句ですが、一つ小委員会の項目の条文をふやさなければいけないということで、第11条に次のように書いてあります。「（小委員会）第11条　協議会は、その事務の一部について調査又は審議するため、小委員会を置くことができる。２　小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める」という１条をふやすということであります。附則、この規約は、平成15年本日から施行したいと思います。
それに伴いまして、協議案第14号　田沢湖・角館・西木合併協議会小委員会設置規程の制定についてであります。田沢湖・角館・西木合併協議会規約第11条第２項の規定により、田沢湖・角館・西木合併協議会小委員会設置規程を別紙のとおり制定するということで、３ページ以降は、小委員会の設置規程の趣旨から名称、委員の構成、組織、会議、関係者の出席、第６条においては、「必要に応じて関係者の出席を求めることができる」となっております。報告、第７条においては、「委員長は、小委員会における調査又は審議の経過及び結果について協議会の会議に報告するものとする」ということであります。第８条において、「小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する」となっております。
４ページにまいりまして、別表につきまして、議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会を設けるということであります。田沢湖町、角館町、西木村が新設合併した場合における議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、その他必要な事項について調査・審議するということであります。定数９名、これはこれからの協議にお任せしたいと思います。
○会長　ただいま事務局の方から、協議案第13号の規約の改正に伴う小委員会の設置規定について説明をいたしました。この説明の中で、今おっしゃるように、定員は一応９名ということにいたしていたわけでありますが、これについては、協議の段階では皆さんのご意見を承りながら、最終的に９名の方が望ましいのではないかということから、各町村３名ずつということで９名という考え方をそれぞれとったところでございます。このことも含めてご提案いたしま

すので、この小委員会についてのご意見をちょうだいいたしたいと思います。

なければ、こうした内容で、９名の小委員会でいかがでしょうか。いいですか。小委員会では、他の委員からいろいろな意見を聞くということもできるようでありますので、いずれ議員の皆さんからもご意見を聞かれる機会もあると思いますので、そういうことを含めて９名の委員で協議をしていただくということにしたいと思いますが、いいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長　よいということで声がありましたので、そのように決定させていただきたいと思います。

それでは、大変時間もあれでありますが、ご提案をいたしましたそれぞれの案件については、それぞれご承認をいただく、または継続という形で、大変取り運びがあれでありますけれども、皆さんのお手元に資料として、地方債及び秋田県土地開発公社に対する年度別の償還の残高という形で、現在の14年度末の起債の残高を普通会計あるいは企業会計等のそれぞれの段階を明示した資料を配付してございますが、これについては、補足的な説明を若干していただいて皆さんのそれぞれの参考にしていただく、こういう内容を知っておくということも大事だということで、今回こうした資料を配付させていただいたところでありますので、この点も加えて若干事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局長　前回の協議会におきまして、財産の取扱いにつきましては３町村の資産負債についてすべて新自治体に引き継ぐということで、その際にも資料をおつけいたしておりますが、一応最新の資料ということでまとまったものから随時説明していたいと思います。

今回お渡ししましたのは、各町村の長期借入金であります地方債、あと土地開発公社に対する支払いの残高、それから債務負担行為というのがございまして、その残高と毎年の返済額、それから地方公営企業について一部決算状況がまとまっておりますので、その資料をお渡ししております。

最初の１ページが、地方債及び秋田県町村土地開発公社に対する年度別の償還額と残高の表ということでございます。それで、表には普通会計と公営事業会計、土地開発公社と３つに分かれておりますが、普通会計というのは一般会計でございます。公営事業会計といいますのは病院あるいは水道事業等でありまして、その借り入れたものを料金収入で返すということがありまして、普通会計の場合は税収で返していくということでございますので、性格的に異なるということがありまして別立てにしております。土地開発公社につきましては、秋田県町村土地開発公社というのがございまして、そこに各町村が先行取得を依頼しまして、それにかかっ

た費用を各町村が毎年返済していくということでございます。その残高を書いておりまして、平成14年度末では３町村合計で407億円ほどの残高になっております。そのうち、普通会計が約220億、公営事業会計が176億、土地開発公社が12億ということでございます。これをこれから合併後12年でどのぐらい返済していくのかということをこの表にまとめたわけでございまして、その１ページの下の表の真ん中あたりに、平成15年から26年までの元利金合計Ａという欄がございます。ここの欄に平成15年から26年までの元利償還金の合計が書いてありまして、３町村合計で365億円ほどをこの12年間で返済する必要があるということでございます。この地方債といいますのは、少し我々の借り入れと違いまして、国の方で元利償還金の一部を後で面倒を見てくれるという制度でございます。それが交付税ということでございますが、Ｂ欄に書いてありますように、３町村合計12年間で160億円ほど交付税で算入されるということが見込まれております。したがいまして、実際にこの12年間で支払うべき借金の返済額は205億円ということになりまして、大体年間７億円ぐらいを返していくといった現在の状況でございまして、最後、平成26年度末の残高といいますのは、平成14年度末の借金を返していった場合に元金が約110億円残るということでございます。したがいまして、これに平成26年度以降は利子の支払いも加わりますので、実際の支払い額はこれよりも大きくなるということでございます。

以上が１ページの説明でございまして、２ページ目が、地方公営企業ということで、病院とか上水道を料金収入で返していくという、原則として一般会計の繰り入れなしでやっていくという公営企業がございます。西木村さんには、そこでこの地方公営企業の経営概況１と申しますのは、地方公営企業法の適用を受けて企業会計で経理しているというものでございまして、ここに書いてある何事業かがございます。平成14年度の決算状況を見ますと、純利益の欄を見ていただきますとわかりますように、角館町の病院が赤字となっておりますが、それ以外は黒字経営という状況でございます。

その次に、その下の方、流動資産－流動負債という欄を見ていただきますと、これはいわゆる運転資金といいますか、資金繰りの余裕度を見る指標でございますが、田沢湖町さんの上水道と、宿泊施設のこまくさ荘でございますが、このあたりで若干現金の残高が少なくなっておりますが、病院事業におきましては、その金額が４億円あるいは７億円といった多額になっております。

その下に一般会計からの繰入金という欄がございます。これは、原則として一般会計からは繰り入れないでやっていくわけなんですが、病院あるいは上水道といいましても、例えば消火栓、あるいはへき地医療、救急医療というのがございますので、一般会計からも幾らかお金を

もらうというものがございます。それが、繰出基準というものがございまして、それに基づく繰入金ということでございますが、この繰出基準に基づかないものが幾らかございまして、それがいわゆる一般会計からの持ち出し分の金額でございます。法適用企業の場合は余りないのですが、たまたま今回田沢湖の病院では機械を入れておりまして、その機械について一般会計も負担していただきましたので、金額として１億6,000万円という金額が出てきております。

一番下の欄は、当期未処分利益ということでございます。これまでの経営の結果でございまして、ほとんどのところは黒字ということでございますが、角館町の病院だけが14年度末で７億円ぐらいの累積欠損が発生しているということでございます。

その次の表でございますが、実はこれは公営企業が２つございまして、地方公営企業法を適用していない、いわゆる官庁会計で経営しているもので、主に下水道事業債、下水道・簡易水道・介護サービスというものが多いわけなんですが、これ自体はまだ14年度決算がすっかり固まっておりませんで、13年度の数字ということでございますので、また改めて数字が出ましたらご報告したいということでございますが、下水道事業については、供用を開始したばかりということもありまして、どうしても建設投資がかさんでいて、経営的には苦しい状況が続いているという結果になっております。これ自体は、14年度の数字が出ましたら、またご報告したいと思います。

最後のページになりますが、債務負担行為ということで集計表をまとめております。官庁会計自体、役場の会計自体は１年ごとに決算します関係で、継続した契約とか、そういうのがなかなかできにくいということでございますが、それで特例を設けておりまして、先ほどの土地開発公社のように、何年にもわたって支払わなければならない金額が決まって場合は、あらかじめその金額を議会の承認をいただいて、その範囲で毎年予算に計上して支払っていくという制度がございまして、それを債務負担行為と呼んでおります。その金額が、ここに残額を書いておりますが、平成15年度当初で17億円ということになっております。この中には先ほどの土地開発公社に対する支払い金も含まれておりまして、それ以外のものでいきますと、例えばコンピューターシステムのリース料の支払い、あるいは何年かにわたる事業の支払いということで、現在17億円の残高がございますので、これについては毎年予算を計上していかなければならないということでございます。

以上、債務の方の関係につきましてまとまりましたものをとりあえず皆様にご報告いたしました。以上でございます。

○会長　ただいま参考として皆さんに一応お知らせしたのでございますが、この後、14年度の

決算等もそれぞれ終わってきておりますので、こうしたこともいずれ加えながら、その都度いろいろな資料を会議ごとに提示しながら、皆さんにいろいろと参考資料にしていただこうということにしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

　それでは、最後にもう一つ、研修の関係でございますが、皆さんと今のいろいろな問題について研修をすることが最も大事だということで、研修のことについて今いろいろと事務局の方で協議しておりますので、若干事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長　それでは、長くなって申しわけありませんが、合併協議会の先進地視察研修について、ある程度まとまりましたので、ご連絡いたします。

　期日は、来月の７月29日の火曜日と30日水曜日、１泊２日を予定しております。７月25日の次回の合併協議会の翌週でございます。場所につきましては、最初は四国の東かがわ市、先ほど分庁舎方式の例としてご説明しましたが、大変参考になるのではないかと思って東かがわ市をお願いしておりましたが、まだ４月１日に合併したばかりで、どうしてもだめだということであきらめまして、いろいろ全国探しました結果、新潟県の北蒲原郡南部郷合併協議会、これは来年の３月31日に阿賀野市として２町２村で合併する町村であります。それからもう１カ所、同じく新潟県の北魚沼６か町村合併協議会、これも来年16年の11月１日ですが、魚沼市として合併を予定している合併協議会でございます。ここは２町４村でございます。いずれも４万人台の人口の合併協議会でございます。ここを視察研修する予定でありますので、よろしくお願いしたいと思います。詳細につきましては、来週通知を差し上げる予定ですので、どうか皆さん、全委員ご参加のほどよろしくお願いいたします。

○会長　ただいま申し上げましたこの日程について、何か皆さんから予定関係について……。新潟の……。

○事務局長　新潟県の北蒲原郡です。ここは、水原町というところに協議会事務局があるようです。これは新潟の近くです。それから、北魚沼郡は堀之内町というところです。そこは、新潟よりちょっと北陸寄りで、北陸自動車道の沿線でありますので、足としては新幹線とバスを利用したいと思っておりますので、まだ決まっておりませんが、その予定であります。

○会長　ただいまお話がありましたように、新幹線で行って、当日は１カ所、翌日また１カ所を研修して帰るという、２つの訪問をするという内容であります。途中からバスで目的地に行くという内容で今検討をさせていただいているところでありますので、日程的にはそういう日程で相手といろいろお話をしているようでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、大変長くなりまして、５時という時間も回りましたが、議事を進める関係で皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。しかし、いろいろと論じていただきまして、いろいろな方向性が一つ一つ皆さんの協議の中で進めていただいてきているわけでありますので、この点でお礼を申し上げまして、事務局にお返しして、事務局の方から閉会の言葉をお願いいたしたいと思います。どうもありがとうございました。（「１つだけ質問があるんですが」と呼ぶ者あり）はい、それでは。

○田口（喜）委員　専門部会が設置されておりますが、その進行状況をちょっと聞きたいんですが。

○会長　その他で、専門部会の方の何か……。

○事務局（藤村）　それでは、専門部会の進行状況ということでご質問がありましたので、現在のところの状況をお話しします。

５つありますけれども、総務の専門部会の方につきましては、６月の初めに１回やっております。産業の方は、農業委員会に関するところだけ１回やっております。福祉の関係が、きのうやっております。あと、課長さんたちがメンバーですので、６月議会ということで、７月になってからというのが残りのところでございます。以上です。

○田口（喜）委員　各部会でいろいろ、この合併についてのいわば中身について審査・協議していると思いますけれども、当町の方はわかるんですが、恐らく田沢湖町ばかりではなくて角館・西木もそうだと思いますが、その辺を早目に専門部会を開いていただいて、いわゆる３町のすり合わせといいますか、共通認識というのは必要だと思うんです。まだやっていないところがありますので、早目にお願いしたいと思います。

以上です。

○事務局（藤村）　わかりました。日程的には７月の１日とかそのくらいで、スケジュールは決めております。

○田口（喜）委員　住民サービスの関係でこれは絶対に必要だと思うんです。どこまでサービスするのかと、その辺は一つずつ専門部会でやっていかないと、我々議会にも、住民にも重要ですので、早目にお願いします。

○会長　ただいま事務局の方から説明がありましたように、議会との関係もありましたし、その前後課長方が出る県の会議が随分ふくそうしていたようでありますので、今すぐに開催していこうということになっているようでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局長　本日は大変ご苦労さまでございました。それでは、これで……。ちょっとすみま

せん。

○事務局（高橋）　恐れ入りますが、一つだけ。先ほど最初のところに出ました新市の名称についての各委員の方のご意見を伺うということでございますけれども、来週早々に事務局の方で手配いたしまして、各委員の方に新市の名称とそれを選ばれた理由を、お名前を書いていただいて私どもの方に出していただくということで考えております。提出いただく期限につきましては７月17日を考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

　以上でございます。

○事務局長　それでは、これで第３回田沢湖・角館・西木合併協議会を閉会させていただきます。大変ご苦労さまでございました。

閉会　17:06

署　名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成　　年　　月　　日

会長（議長）

委員

委員

委員